

家の家族協定書

(目的)

第1条 この協定書は、甲(経営者)、乙(配偶者)、丙(後継者)、丁(後継者の配偶者)が、相互に責任ある経営への参加を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

(経営計画の策定)

第2条 甲・乙・丙・丁は協議の上、今後の資金計画・作付計画・施設導入・就業条件の改善・生活等を内容とする農業経営計画及び、具体的なルールを内容とする計画を話し合い、その上で作成する。

(経営の役割分担)

第3条 部門の担当は次のとおりとする。

甲	
乙	
丙	
丁	

(収益の分配)

第4条 農業経営から生じた収益を給料として、下記の額を毎月___日に甲・乙・丙・丁の個人名義の口座に振り込むものとする。

甲	月 万円	賞与	回
乙	月 万円	賞与	回
丙	月 万円	賞与	回
丁	月 万円	賞与	回

賞与は、売上げなどを勘案し、協議の上増額できるものとする。

給料は、農業収益・經常計画に基づく企画労働・農作業労働等の従事状況等を勘案し、毎年1回見直しを行う。

(就業条件)

第5条 就業条件は、次のとおりとする。

①農作業

			備考
甲	時間	時間	
乙	時間	時間	
丙	時間	時間	
丁	時間	時間	

開始時間と終了時間は決めない。

洗濯や家事一般の時間は、農作業時間に含める。

農業視察・簿記講習などの研修時間は、農作業時間に含める。

② 休日は、原則的として月 回とする。しかし、農作業の繁忙や健康状態や他の仕事への従事状況等を踏まえ、協議の上変更することができる。

また、正月・盆等の休日については、別に定める。

なお、地域でのサークル活動やつき合いなどは、できるだけ出られるように便宜を図る。

※

定休日を 曜日とする。

休日は、農閑期に連続した設定もできるものとする。

休日は、年間総数 日とする。

休日を取りづらい場合は、自由時間を設ける。

(将来の経営移譲)

第6条 甲・乙が有する経営権及び経営用資産については、将来、甲・乙の合意に基づき行うものとする。

(その他)

第7条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が発生した場合は、その都度、甲・乙・丙・丁で協議の上決定する。

(附則)

1 この協定書は、令和 年 月 日より実施する。

2 この協定書の有効期限は、実施の日より1年間とし、第4条の分配金について、協議が甲・乙・丙・丁の間で年1回行われることが条件となり、当事者から申し立てがない限り自動更新されるものとする。

3 この協定書は、 通作成し、甲・乙・丙・丁・立会人が各1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所

甲 (経営者)

乙 (配偶者)

丙 (後継者)

丁 (後継者の配偶者)

立会人